

江戸川区の旅館業の認可制度に関する陳情

(福祉健康委員会付託)

受理番号 第 108 号

受理年月日 令和 8 年 6 月 22 日

付託年月日 令和 8 年 7 月 1 日

陳情者
.

陳情原文 近年、目黒区や世田谷区をはじめとする東京都内の複数の区において、民泊規制条例が制定されている一方で、旅館業法に基づく許認可が比較的容易に下りる事例が急増しております。この結果、念願のマイホームの隣地が突然ホテルとして営業を開始し、騒音やごみ出し等の生活環境に関わるトラブルが多発しているとの報告がございます。特に、名ばかりの合同会社を設立し、電話対応や苦情対応がほとんどできない状態で旅館業を開始する事業者も見受けられ、トラブル発生時の適切な対応が困難なケースが散見されます。目黒区では条例制定を願う陳情が提出され、現在審議中です。一方、世田谷区では特定の地域に関する許可の取り下げを求める陳情が提出され、可決いたしました。

江戸川区においては、民泊に対する問題意識が高く、迅速かつ適切な対策が講じられていることに対し、心より敬意を表します。7月1日施行の「江戸川区住宅宿泊事業の適性な運営の確保に関する条例と規則」の制定は、他区に先駆けた内容となっており、施行後は実効性のある取組みとなることを大いに期待するものです。

しかしながら、旅館業法の認可に関する施行細則においては、現行の法令以上の規制や具体的な運用基準が十分に定められておらず、これが結果として事業者による無責任な営業開始を許してしまう一因となっているのではないかと懸念しております。具体的には、民泊事業が厳しい規制で伸び悩むなか、江戸川区で旅館業の認可を受けた施設が、去年には全体の25%近い30件以上となるなど、所謂「名ばかりホテル」と呼ばれる旅館業が増えているのではないかということに関して懸念しております。

かようなことから、江戸川区においても、目黒区や世田谷区の事例を踏まえ、旅館業法に基づく許認可の運用に関する施行細則の見直し及び規制強化を図り、騒音、ごみ出し、悪臭などの事例に対して先んじて対応できる制度づくりをお願いいたします。また、地域住民の安全・安心を守るための予防的措置を講じていただきたく、要望します。具体的には、事業者の責任体制の明確化、苦情対応の義務付け、営業開始前の近隣住民への周知徹底などを含む新たな条例制定や施行細則の改正をご検討いただきたく存じます。

つきましては、下記のとおり陳情いたします。

(裏面に続く)

記

- 1 江戸川区において民泊規制条例を制定していることを踏まえ、旅館業法に基づく営業開始に関しても同様の規制を設け、安易な旅館業の開始を防止するための条例制定を強く要望いたします。具体的には、民泊規制条例と同等、あるいはそれ以上の管理責任を課すことをお願い申し上げます。例えば、近隣住民への周知義務の明確化、地域住民からの苦情や問い合わせに対し行政から三日以内に必ず対応すること、フロントの設置を義務付けるなど、実効性のある内容を盛り込んだ条例制定を求めます。
- 2 旅館業規制強化条例の制定にあたっては、目黒区の事例のようにパブリックコメントを実施し、区民のニーズや具体的な事例、困りごと、苦情等を事前に把握することが重要です。また、他地域で発生している問題も調査し、被害の未然防止が可能な条例制定の準備を万全に進めて下さい。
- 3 条例の制定の有無に関わらず、旅館業法に基づく施設に対応する職員を増員し、迅速に対応できる組織体制の強化を図ることが必要です。民泊規制が緩い旅館業法に基づくホテルの存在を黙認または公認するの点については、区の宿泊施設に対する基本的な姿勢を議会で明確に確認し、執行部による条例制定が困難な場合は、議員提案条例による制定を検討して下さい。